



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ヒロタグループホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 明瀬 雅彦
(コード番号 3346 名証ネクスト)
問合せ先 経営管理室長 蜂谷 和則
TEL:03-6279-4887

洋菓子のヒロタえびす橋店の事業及び固定資産等の譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、子会社である株式会社洋菓子のヒロタ（以下「ヒロタ」といいます）の直営店舗えびす橋店（以下「えびす橋店」といいます）における直営事業（以下「本件事業」といいます）及び本件事業に付随する固定資産等について、株式会社 ALEXANDER & SUN（以下「アレキサンダー社」といいます）に譲渡（以下「本件譲渡」といいます）することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件譲渡の理由

当社は、子会社であるヒロタの直営店舗の殆どが不採算となっていることから、賃貸契約満了とともに閉鎖する方針としておりますが、えびす橋店は立地的に外国人観光客向け商品販売に適した地に立地し、高いポテンシャルを有しており、外国人観光客向けの事業に精通しているアレキサンダー社に事業及び同事業に付随する固定資産等を譲渡することにより、えびす橋店の中途閉鎖による損失及び現状において改善が見込まれない営業損失が可能な限り低減されること等の経済合理性を検討した結果、えびす橋店の事業をアレキサンダー社に譲渡することを決議いたしました。

2. 本件譲渡の内容

(1) 対象事業の内容

ヒロタが営業権を有するえびす橋店における直営事業

(2) 対象事業の経営成績

	2025 年 3 月期
売上高	58,084 千円
売上総利益	34,565 千円

(3) 固定資産の内容

対象資産	譲渡価格	帳簿価格	譲渡益
建物付属設備	18,294 千円	18,294 千円	0 円
工具、器具及び備品	6,118 千円	6,118 千円	0 円

(4) その他

本件譲渡店舗に係る賃貸借契約保証金 25,000 千円

(注) アレキサンダー社が保証金の返還請求権を引き継ぐこととなります。

3. 譲渡先の概要

(1) 名称	株式会社 ALEXANDER&SUN	
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目 1 番 19 号 ヤクルト本社ビル 11 階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鄒 積人	
(4) 事業内容	免税店の経営、ホテル事業、一般旅客自動車運送事業、太陽光発電事業、旅行業	
(5) 資本金	10,000 千円 (2024 年 12 月 31 日現在)	
(6) 設立年月日	2002 年 10 月 18 日	
(7) 純資産	18,374,295 千円	
(8) 総資産	25,270,242 千円	
(9) 大株主及び持株比率	株式会社 ASHD 100%	
(10) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	アレキサンダー社の親会社である株式会社 ASHD は、当社の議決権を 65.85% 保有する親会社であります。
	人的関係	当社代表取締役である鄒 積人は、アレキサンダー社の代表取締役であります。
	取引関係	当社子会社の MEX 商事とアレキサンダー社との間で商品売買の取引があります。
	関連当事者への該当状況	資本関係、人的関係、取引関係全てにおいて関連当事者に該当します。

4. 日程

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2025 年 5 月 14 日 |
| (2) 契約締結日 | 2025 年 5 月 14 日 |
| (3) 譲渡実行日 | 2025 年 5 月 14 日 |

(注) 本事業譲渡は、会社法第 467 条第 1 項各項の規定に該当しない事業譲渡であるため、当社の株主総会の決議は要しません。

5. 支配株主との取引等に関する事項

譲渡先であるアレキサンダー社は、当社の議決権の 65.85% 保有している株式会社 ASHD の中核子会社であることから、当該取引は支配株主との取引に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は以下のとおり「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めております。

「当社は、支配株主等との重要な取引については、取引の合理性(事業上の必要性)、同種取引の一般的条件に照らした取引条件と取引条件の決定方針の妥当性等について十分に検討するとともに、当社の独立役員の意見を尊重して取締役会において判断することとし、少数株主の利益を害することのないよう対応いたします。」

今般の取引については、取引の合理性や事業場上の必要性和取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について、取締役会において検討を行った結果、下記(3)の意見を尊重し、えびす橋店の中途閉鎖による損失及び現状において改善が見込まれない営業損失が可能な限り低減されることから、経済合理性があると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

取引の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、関連当事者に該当する当社代表取締役の鄒 積人は、本件意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関し支配株主との利害関係のない者から入手した意見の内容

アレキサンダー社と利害関係を有しない当社独立役員である社外監査役 2 名(田中隆之氏、伊藤信彦氏)より、以下の理由から少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を頂戴しております。

その理由として、本契約により、えびす橋店の中途閉鎖による損失及び現状において改善が見込まれない営業損失が可能な限り低減されることから、本契約は経済

合理性も認められる旨の意見を頂戴しております。

さらに、利益相反を回避するための措置として、本契約の決定を行う取締役の決議に関連当事者に該当する当社代表取締役の鄒 積人は参加しない措置も図っていること、固定資産の譲渡に関して譲渡価格と帳簿価格は差異がなく譲渡損が発生していないことから、本件取引が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

6. 今後の見通し

本件事業譲渡につきましては、固定資産の譲渡に関し損益が発生していないことから、本日公表の「2025 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に影響を及ぼすものではないと判断しております。

以上